

## 社会福祉法人 瑞宝会次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月1日～ 2028年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 : 2028年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり 平均年間 10 日以上とする。
---

<対策>

- 2025年 3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始